

業 務 委 託 設 計 書

							技術管理課			
設計	検算	照合	係長	課長						
業務番号 令和 07 年度			主 管 水道局技術部緑井浄水場整備係				設計 令和 07 年 11 月			
業務名 八木取水場ほか沈砂池等清掃作業							工期 契約締結の日から 日間 令和 08 年 03 月 31 日まで			
履行場所 広島市安佐南区八木五丁目ほか1か所										
予算科目 (項) (目) (節)			業 務 委 託 金 額 (内訳) 金 _____ 円							

委託施工理由

本業務は、砂の堆積等により機能低下した八木取水場1号沈砂池、緑井浄水場砂溜樹及び2号排泥池の機能回復を図るため、排砂及び清掃を行うものである。

業務内容

八木取水場 1号沈砂池 排砂清掃作業 1式

緑井浄水場 砂溜樹 排砂作業 1式

緑井浄水場 2号排泥池 排砂作業 1式

本設計書の施工条件は積算参考のために表示するもので契約書では削除します。
広島市

内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・業務区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本業務費					
八木取水場 排砂清掃作業					
1号沈砂池 排砂清掃作業					
排砂清掃作業	1	式			第 0001 号 明細書
汚泥運搬処分費	1	式			第 0002 号 明細書
緑井浄水場 排砂作業					
砂溜樹 排砂作業					
排砂作業	1	式			第 0003 号 明細書
付帯作業	1	式			第 0004 号 明細書
汚泥運搬処分費	1	式			第 0005 号 明細書
2号排泥池 排砂作業					
排砂作業	1	式			第 0006 号 明細書
汚泥運搬処分費	1	式			第 0007 号 明細書

本設計書の施工条件は積算参考のために表示するもので契約書では削除します。
広島市

内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・業務区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接業務費計					
共通仮設費計					
共通仮設費(率分)	1	式			
純業務費					
現場管理費	1	式			
業務原価					
一般管理費等	1	式			
(内数) 契約保証費	1	式			
業務価格					
消費税及び地方消費税相当額	1	式			
本業務費計					

本設計書の施工条件は積算参考のために表示するもので契約書では削除します。
広島市

第 0001 号 明細書 1号沈砂池 排砂清掃作業
排砂清掃作業

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
沈砂池 排砂清掃作業					第AMA0001号明細書
	1	式			
合 計					

第 0002 号 明細書 1号沈砂池 排砂清掃作業
汚泥運搬処分費

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
沈砂池 汚泥運搬処分費					第AMA0002号明細書
	1	式			
(内数)処分費					
合 計					
(内数)処分費					

第 0003 号 明細書 砂溜樹 排砂作業
排砂作業

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
砂溜樹 排砂作業					第AMA0003号明細書
	1	式			
合 計					

第 0004 号 明細書 砂溜樹 排砂作業
付帯作業

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
砂溜樹 付帯作業					第AMA0004号明細書
	1	式			
合 計					

第 0005 号 明細書 砂溜樹 排砂作業
汚泥運搬処分費

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
砂溜樹 汚泥運搬処分費					第AMA0005号明細書
	1	式			
(内数)処分費					
合 計					
(内数)処分費					

第 0006 号 明細書 2号排泥池 排砂作業
排砂作業

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
排泥池 排砂作業					第AMA0006号明細書
	1	式			
合 計					

第 0007 号 明細書 2号排泥池 排砂作業
汚泥運搬処分費

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
排泥池 汚泥運搬処分費					第AMA0007号明細書
	1	式			
(内数)処分費					
合 計					
(内数)処分費					

(上段：前 回 下段：今 回)					
名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
側壁洗工 (沈砂池・沈澱池)					
	830	m ²			
底版洗工 (沈砂池・沈澱池)					
	340	m ²			
スクリーン洗工					
	64	m ²			
排砂工 (沈砂池)					第SA0002号特殊代価表
	100	m ³			
合 計					

(上段：前 回 下段：今 回)					
名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
汚泥運搬工 (八木取水場～処分先) 強力吸引車 (10t車)					第SA0005号特殊代価表
	100	m ³			
汚泥処分費					T
	100	m ³			
(内数) 処分費					
合 計					
(内数) 処分費					

(上段：前 回 下段：今 回)					
名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
排砂工 (砂溜樹)					第SA0003号特殊代価表
	47	m ³			
合 計					

第 AMA0004 号 明細書 砂溜樹 付帯作業

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
水替工					
	1	式			
合 計					

第 AMA0005 号 明細書 砂溜樹 汚泥運搬処分費

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
汚泥運搬工 (緑井砂溜樹～処分先) 強力吸引車 (10t車)	47	m3			第SA0006号特殊代価表
汚泥処分費	47	m3			T
(内数) 処分費					
合 計					
(内数) 処分費					

第 AMA0006 号 明細書 排泥池 排砂作業

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
排砂工 (排泥池)	20	m3			第SA0004号特殊代価表
合 計					

(上段：前 回 下段：今 回)					
名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
汚泥運搬工 (緑井排泥池～処分先) 強力吸引車 (10t車)	20	m3			第SA0007号特殊代価表
汚泥処分費	20	m3			T
(内数) 処分費					
合 計					
(内数) 処分費					

第 SA0001号 特殊代価表 強力吸引車運転工 (10t車、開渠)

1 日 当り

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
軽油 バトロール給油	78	L			
土木一般世話役	1	人			
特殊作業員	2	人			
特殊運転手	1	人			
強力吸引車 (10t車)	6	時間			
合 計					
	1	日			円/日

第 SA0002号 特殊代価表 排砂工 (沈砂池)

21 m3 当り

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工 (10t車、開渠)	1	日			第SA0001号特殊代価表
合 計					
	1	m3			円/m3

第 SA0003号 特殊代価表 排砂工 (砂溜槽)

18 m3 当り

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工 (10t車、開渠)	1	日			第SA0001号特殊代価表
合 計					
	1	m3			円/m3

第 SA0004号 特殊代価表 排砂工 (排泥池)

19.2 m3 当り

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工 (10t車、開渠)	1	日			第SA0001号特殊代価表
合 計					
	1	m3			円/m3

第 SA0005号 特殊代価表 汚泥運搬工 (八木取水場～処分先)
強力吸引車 (10t車)

1 m3 当り

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運搬工 (10t車)	0.05	日			
合 計					
	1	m3			円/m3

第 SA0006号 特殊代価表 汚泥運搬工 (緑井砂溜柵～処分先)
強力吸引車 (10t車)

1 m3 当り

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運搬工 (10t車)	0.06	日			
合 計					
	1	m3			円/m3

第 SA0007号 特殊代価表 汚泥運搬工 (緑井排泥池～処分先)
強力吸引車 (10t車)

1 m3 当り

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運搬工 (10t車)	0.05	日			
合 計					
	1	m3			円/m3

仕 様 書

1 業務名

八木取水場ほか沈砂池等清掃作業

2 履行場所

八木取水場 広島市安佐南区八木五丁目25番1号

緑井浄水場 広島市安佐南区緑井町311番地

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託目的

本業務は、砂の堆積等により機能低下した八木取水場1号沈砂池、緑井浄水場砂溜樹及び2号排泥池の機能回復を図るため、排砂及び清掃を行うものである。

5 法令等の遵守

受注者は、業務を履行するにあたり労働関係諸法その他関係法規を遵守すること。

6 業務内容及び実施

受注者は、設計書、仕様書、特記仕様書及び図面にに基づき業務を実施するものとする。

7 業務実施日及び時間

業務は広島市水道局（以下「局」という。）の平日就業時間内（午前8時30分～午後5時15分※ただし午後0時～午後1時は除く。）に実施すること。業務時間は局係員と協議するものとし、時間的制約を受けない昼間施工を見込んでいる。なお、平日とは、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日以外の日をいう。ただし、局が必要と認めた場合は、この限りではない。

8 水道法第21条による健康診断について

受注者は、取水場、浄水場または配水池等において業務に従事する前に、保健所等の検査資格を有する機関で行った、現場従事者の健康診断書（写し）を提出すること。なお、検査項目及び検査周期は次表のとおりとする。

ただし、健康診断を行う業務は、現場工期が明らかに7日以上業務とする。

検 査 項 目	検 査 周 期
腸内細菌 (赤痢菌、パラチフス菌、腸チフス菌、サルモネラ菌)	おおむね6か月毎
腸管出血性大腸菌 O-157	おおむね12か月毎

また、感染症が発生した場合または発生する恐れがある場合、局係員の指示によりその感染症についての健康診断を行い、健康診断書（写し）を提出するものとする。

検査費用については、現場管理費に含むものとする。

9 業務に関する注意事項

受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 現場責任者通知書
- (2) 健康診断書（写し）
- (3) 委託業務実施計画書

次の項目について記載すること。

- ア 業務概要
- イ 工程表
- ウ 現場組織表
- エ 緊急時の体制
- オ 安全管理
- カ 中間処理施設及び再資源化施設の概要（所在地、処理方法、処理能力等）
- キ 搬出場所から再資源化施設までの運搬経路
- ク 産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証（写し）
- ケ 本業務に使用する全ての自動車検査証（写し）
- コ 本業務の従事者名簿
- サ 運搬車両に該当する免許証（写し）
- シ その他局係員が求める項目

10 履行

- (1) 受注者は、委託業務実施計画書に基づき、適正な履行管理を行うこと。なお、沈砂池等の状況により、業務工程の変更が必要な場合があるので、局係員と随時協議すること。
- (2) 受注者は、業務に必要な人員、器具等を確保し、業務の円滑な履行に努めるものとする。

11 緊急の業務

- (1) 本業務の履行場所は、上水道施設内であるため、施設等に損傷を与えないように十分注意するとともに、諸施設に損傷を与えた場合、速やかに局係員に報告するとともに、受注者の責任において補修等適切な処置を講ずるものとする。

また、稼動中の諸施設及び業務か所以外は立入らないこと。

- (2) 受注者は、本業務中に事故が発生した場合、直ちに局係員に報告するとともに、適切な処置を講ずるものとする。

12 安全対策その他

- (1) 受注者は、業務にあたり酸素欠乏危険か所、高所、地下、道路上での作業、その他特に危険が予想されるか所では事故防止に努めるものとする。
- (2) 池内への昇降の際は、必ず墜落制止用器具を使用すること。

13 衛生管理

受注者は、水道施設内又はその付近での業務にあたって、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意するものとする。

14 業務報告書等の提出

- (1) 受注者は、産業廃棄物の処理について、局係員より産業廃棄物管理票(マニフェスト)を受け取り、必要事項を記入した後に再生処分施設へ搬出するものとする。
- (2) 受注者は、産業廃棄物の運搬及び処分終了後速やかに産業廃棄物管理票(マニフェスト)のB2票、D票及びE票を提出するものとする。
- (3) 受注者は、業務を終了した日毎に、速やかに日報を局係員に提出し、業務の履行状況を明らかにするものとする。
- (4) 受注者は、業務完了後、業務実施報告書を局係員に提出するとともに、出来高数量を確認するための業務記録写真を添付すること。

15 清掃

- (1) 沈砂池等の側壁、底版及びスクリーンに付着した藻類その他の付着物の清掃は、局係員が指示する消火栓からの圧力水で行うものとする。
- (2) 排砂作業には強力吸引車を使用するものとする。
- (3) 本業務に必要な作業用水は、局が支給するものとするが、必要な機材はすべて受注者の負担とする。
- (4) 仕切弁等の操作は、局係員が行うものとする。
- (5) 受注者は、業務で使用する車両及び器具から油脂類が飛散・流出しないよう十分注意して作業を行うこと。
- (6) 砂溜柵の排砂は、潜水ポンプによる水替を実施しながら作業するものとし、砂溜柵の下流側へ排水すること。

16 本業務により発生する汚泥の処理について

- (1) 本業務により発生する汚泥は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するように処理を行い、再資源化するものとする。
- (2) 本業務により発生する汚泥については、直接『汚泥の再資源化施設』協和鉍業(株)(広島市安佐北区筒瀬2211)(片道運搬距離:八木取水場7.0km、緑井浄水場砂溜柵9.6km、緑井浄水場2号排泥池8.3km)へ搬出するよう見込んでいるが、『汚泥の再資源化施設』又は汚泥の産業廃棄物処分業の中間処理の許可を受けている産業廃棄物中間処理施設に搬出し、中間処理した後、『汚泥の再資源化施設』に搬出することを妨げるものではない。

なお、「積算で見込んだ再資源化施設に汚泥を搬出しようとしたにもかかわらず、受注者の責に帰する事由によることなく搬出できない場合」、「委託期間中において、新たな『汚泥の再資源化施設』が追加され、汚泥の搬出を未だ完了していないとき、経済比較の結果、当該処理施設で積算する方が積算で仮定している施設で積算するより安価となる場合」及び「やむを得ない事情により、『汚泥の再資源化施設』に搬出できない場合」は、局係員と協議のうえ、必要に応じ適切に設計変更する。

17 その他

本業務の積算では、令和7年度土木工事標準積算基準書及び令和7年度11月単価を適用している。

○広島市の休日を定める条例の抜粋

(市の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 8月6日(平和記念日)

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平4条例58・一部改正)

(期限の特例)

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

特記仕様書

1 委託内容

(1) 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔収集地〕	〔運搬先〕
許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

(2) 委託する産業廃棄物の種類及び予定数量

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類： 一般汚泥

数量： 167m³

(3) 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力： _____

(4) 収集・運搬のための積替え・保管の禁止

受注者は、収集・運搬の途中において、発注者から委託された産業廃棄物を積替え又は保管することなく、速やかに前項に掲げる処分場に搬入しなければならない。

(5) 処分のための保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

2 義務と責任

(1) 発注者

ア 発注者は、受注者が情報を有しないことにより不適正な処理が生ずるおそれのある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託しようとする場合は、必要な情報を受注者に通知しなければならない。

なお、発注者は、必要な情報を通知しなかったことによって受注者又は第三者に損害が生じた場合は、発注者の負担において原状回復に必要な措置を講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受注者は、後記3の規定にかかわらず、発注者に受託した廃棄物の引き取りを請求することができる。

イ 発注者が委託する産業廃棄物を適正に処理するために必要な情報は次のとおり。

発生工程：河川表流水の沈降により発生する汚泥

性状及び荷姿：一般汚泥

ウ 発注者は、処分を委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一、混入したことにより受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受注者は受託した産業廃棄物の引き取りを拒むことができる。この場合において、発注者は委託料の支払いを免れず、受注者又は第三者に損害が生じた場合は、発注者の負担において原状回復に必要な措置を講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。

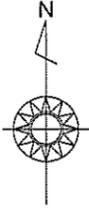
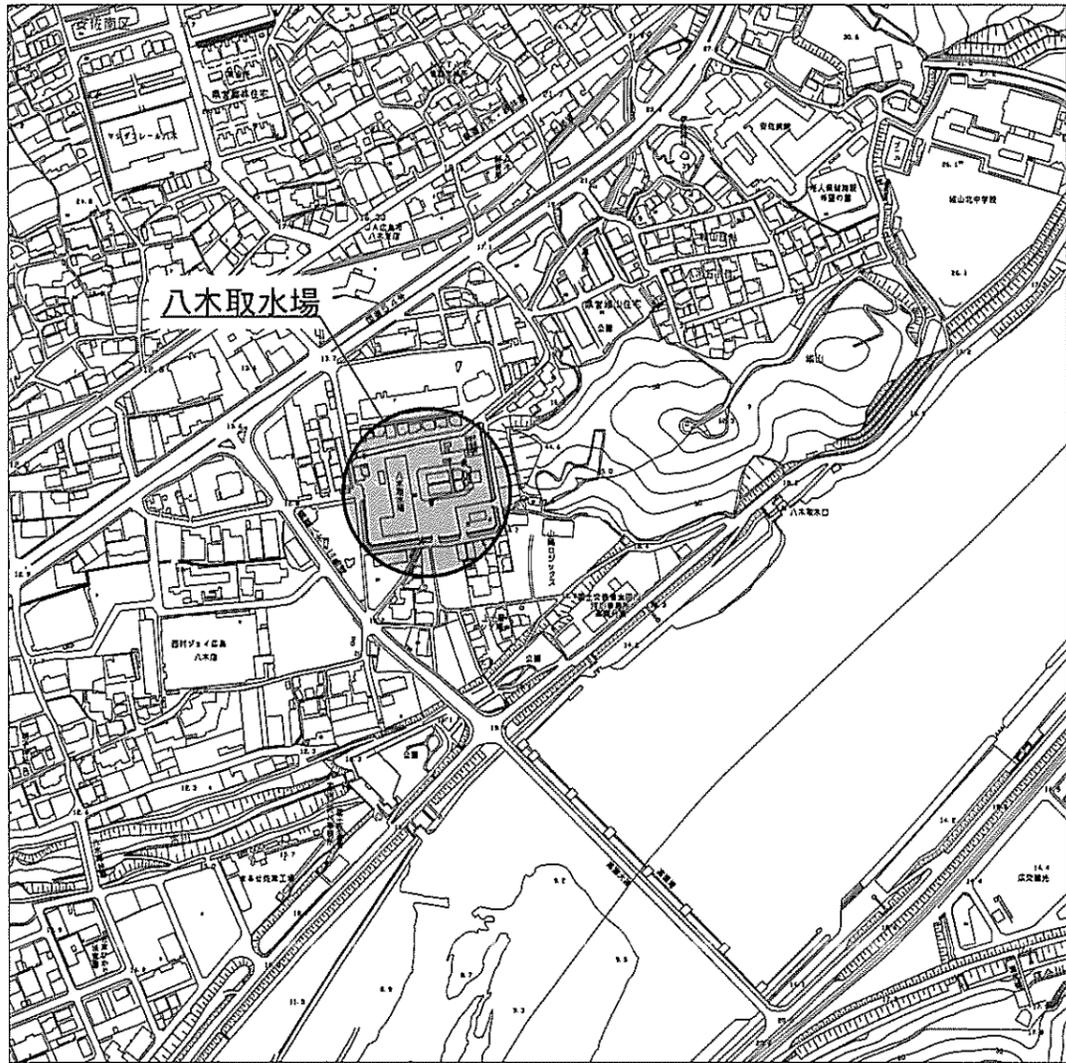
(2) 受注者

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積込み作業の開始から、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者が責任を負う。

3 契約の解除

広島市水道局委託契約約款第14条1項により、この契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物を発注者・受注者双方の責任で処理した後でなければ、この契約を解除できない。

位置図



業務内容				
名称	内容	数量	備考	
八木取水場 沈砂池	排砂清掃作業	一式	1号沈砂池	
緑井浄水場 砂溜栴	排砂作業	一式		
緑井浄水場 排泥池	排砂作業	一式	2号排泥池	

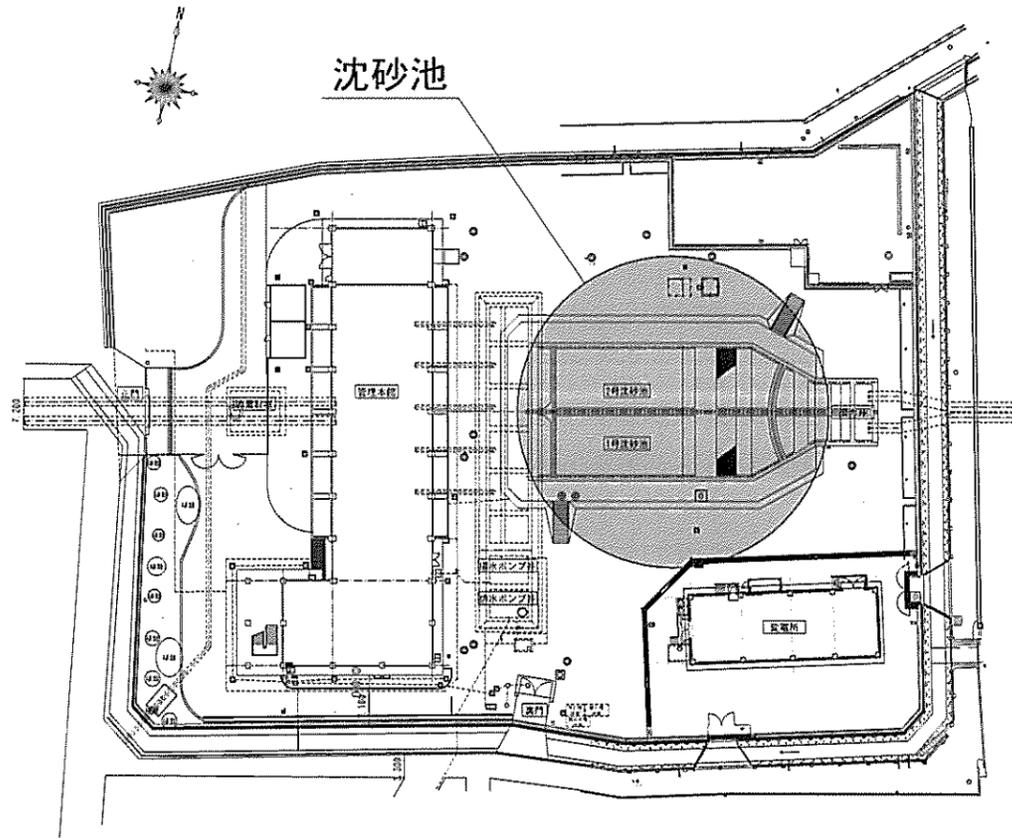
凡例

● 履行場所

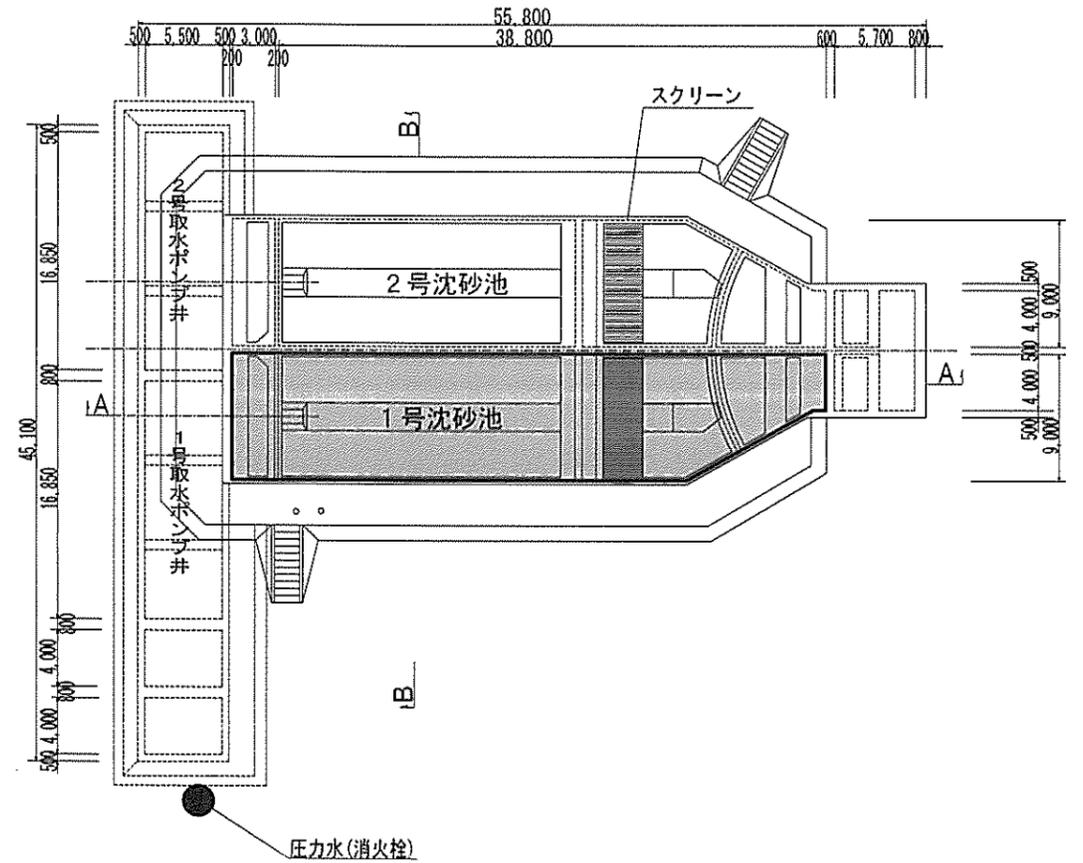
管理番号				位置図
配管台帳図面番号				
業務番号	令和7年度			
業務名	八木取水場ほか沈砂池等清掃作業			
図面枚数	4枚の内1葉	縮尺	1/6000	位置図
設計	図面寸法		A3	
写図	設計	係長	場長	
広島市水道局 技術部 緑井浄水場				

八木取水場

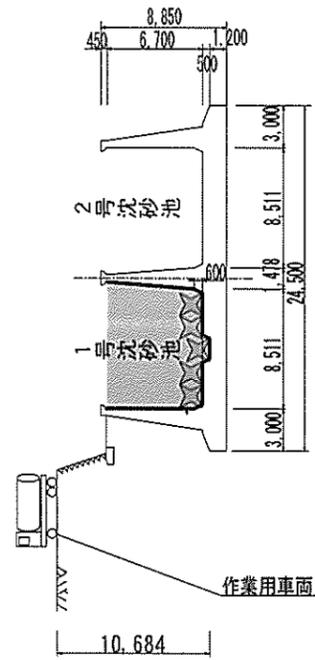
一般平面図 S=1/1000



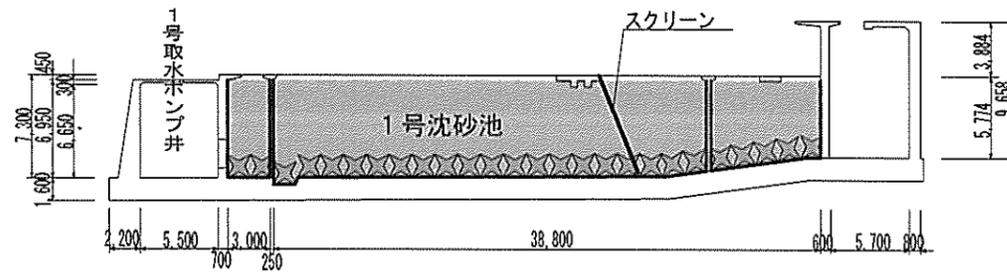
沈砂池平面図 S=1/500



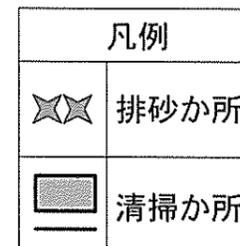
B-B断面図 S=1/500



A-A断面図 S=1/500



1号沈砂池 排砂・清掃作業			
名称	内容	数量	備考
排砂・清掃作業	排砂工	100m ²	
	側壁洗工	830m ²	圧力水
	底版洗工	340m ²	圧力水
	スクリーン洗工	64m ²	圧力水
汚泥運搬・処分		100m ²	

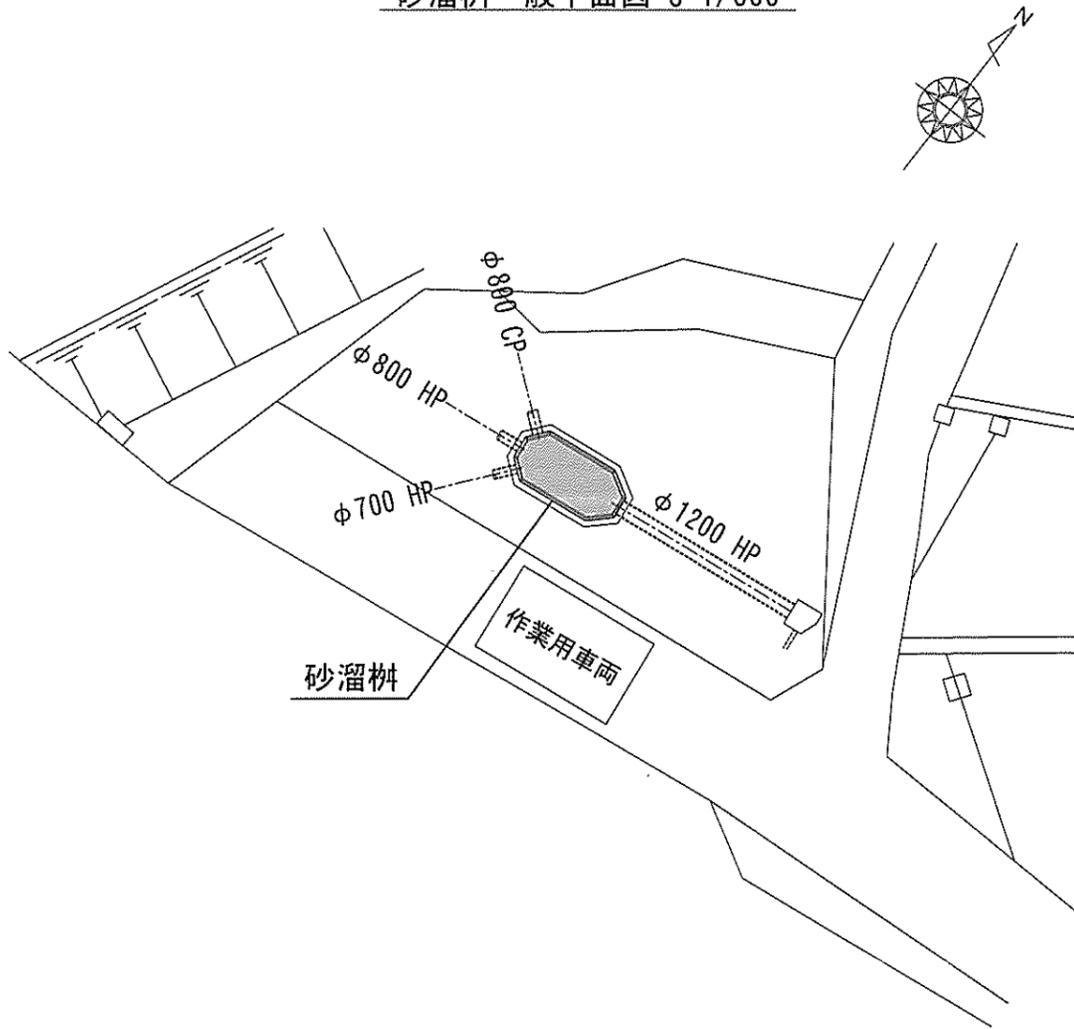


管理番号			
配管台帳図面番号			
業務番号	令和7年度		
業務名	八木取水場ほか沈砂池等清掃作業		
図面枚数	4枚の内2葉	縮尺	図示
設計		図面寸法	A3
写図	設計	係長	場長
広島市水道局 技術部 緑井浄水場			

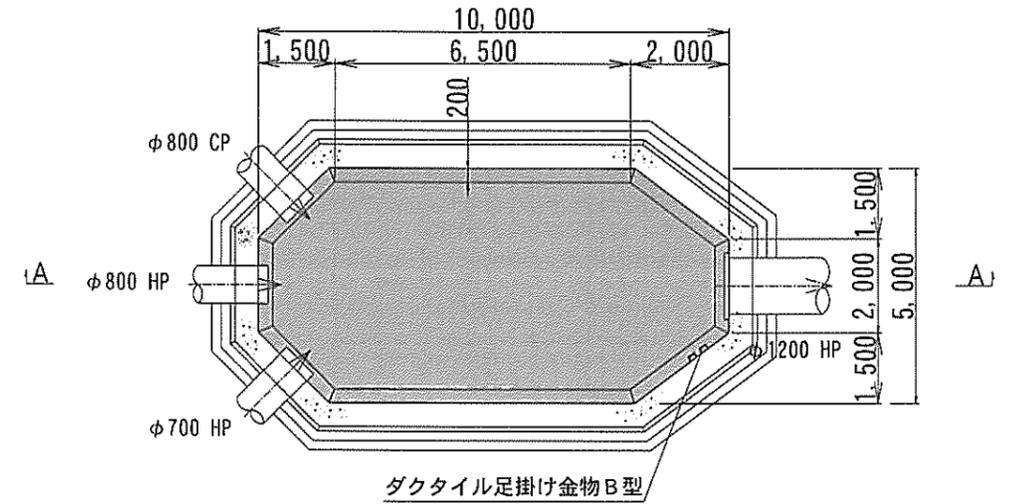
八木取水場
 一般平面図
 沈砂池平面図
 断面図

緑井浄水場

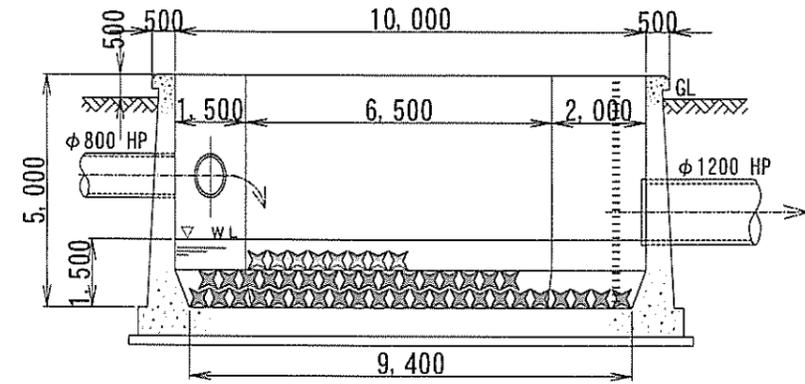
砂溜柵一般平面図 S=1/600



砂溜柵平面図 S=1/150



砂溜柵断面図 S=1/150



砂溜柵 排砂作業			
名称	内容	数量	備考
排砂作業	排砂工	47m ²	
付帯作業	水替工	一式	
汚泥運搬・処分		47m ²	

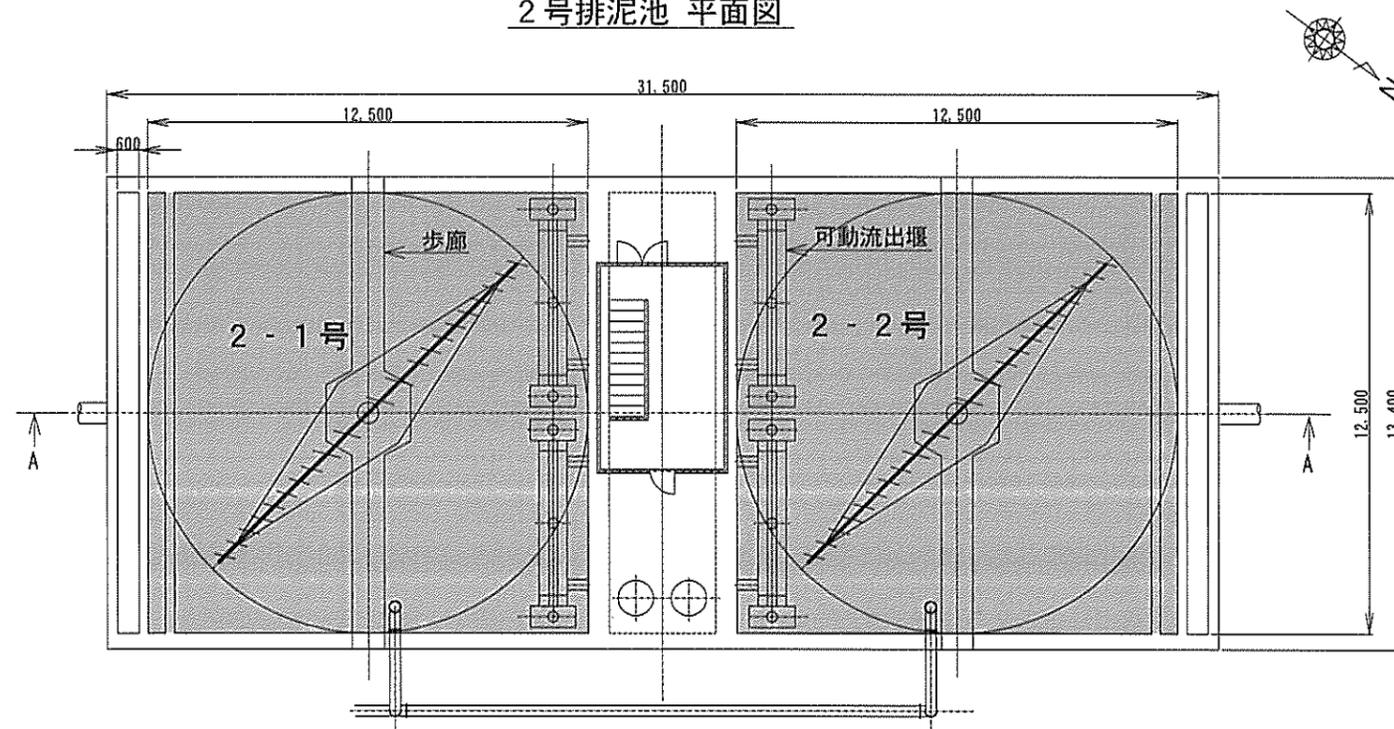


管理番号			
配管台帳図面番号			
業務番号	令和7年度		
業務名	八木取水場ほか沈砂池等清掃作業		
図面枚数	4枚の内3葉	縮尺	図示
設計		図面寸法	A3
写図	設計	係長	場長
広島市水道局 技術部 緑井浄水場			

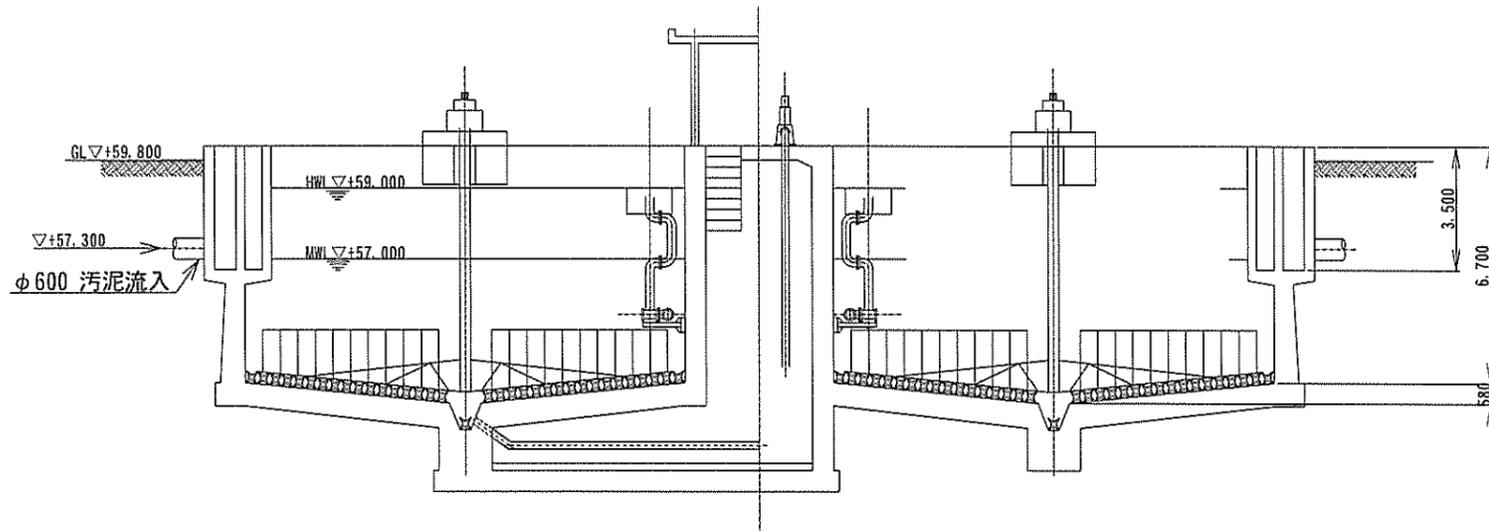
緑井浄水場
 砂溜柵一般平面図
 砂溜柵断面図
 砂溜柵平面図

緑井浄水場

2号排泥池 平面図



A-A 断面図



名称	内容	数量	備考
排砂作業	排砂工	20m ²	
	汚泥運搬・処分	20m ²	

凡例	
	排砂か所

管理番号			
配管台帳図面番号			
業務番号	令和7年度		
業務名	八木取水場ほか沈砂池等清掃作業		
図面枚数	4枚の内4葉	縮尺	1/200
設計		図面寸法	A3
写図	設計	係長	場長
広島市水道局 技術部 緑井浄水場			

緑井浄水場
 2号排泥池
 平面図・断面図